

原発と憲法

——原発違憲論の考察——

Nuclear Power Plant and Constitutional Law

---Consideration on Unconstitutionality of Nuclear Power Plant---

澤野 義一

Yoshikazu SAWANO

大阪経済法科大学教授

目 次

- I はじめに
- II 原発違憲論に関する従来の議論状況
- III 原発の違憲性(その1)－憲法の基本理念侵害および人権侵害の違憲性
- IV 原発の違憲性(その2)－憲法9条侵害の違憲性
- V 原発違憲論提唱の今日的意義と課題

キーワード：原発違憲論、原発による人権侵害、原発による憲法9条侵害

I はじめに

原発(原子力発電所および原子力発電)は、1955年制定(翌年実施)の原子力基本法により、人類社会の福祉と国民の生活水準向上および平和目的に寄与し、民主・自主・公開の3原則の遵守のもとに利用されることを条件に合法とされてきており、憲法的にも合憲視されてきた疑いがある。したがって、原発事故による人権侵害が指摘されることはあっても、原発政策や原発推進の法体系自体を憲法との関係で問う議論もほとんどなされてこなかった。また、原子力の軍事利用(核兵器の製造・保有・使用など)に対する違憲性については多くの議論がなされてきたが、平和利用(原発の商業・電力利用)に対する違憲性についての論議は、平和憲法擁護論者からもほとんどなされてこなかった。それは、平和運動においては、核兵器廃絶運動には熱心に取り組むが、原発廃止運動を敬遠するという事態をもたらしてきたといえる^[1]。

その原因是、原子力の軍事利用と平和利用論がダブルスタンダードで扱われ、一体的把握がなされなかつたことにある。しかし、人類の福祉や平和目的に寄与するという原子力基本法の立法目的は、制定当時は一般的には違憲視されていなかつたとしても、2011年3月に福島県で起きた大規模な原発事故により、原発について従来指摘されてきた危険性が

一般的・抽象的なものから具体的なものになり、同法の立法目的を支える事実や世論にも大きな変化が生じた今日的時点では、原発の存続と利用は明確に違憲とみなさざるをえなくなつたのではなかろうか。原子力基本法を中心とする原子力関係法が違憲無効だとすれば、原発は停止・廃止されるべきことにならざるをえない。

福島原発事故以降、原発に関するさまざまな問題点が指摘される中、原発違憲論も散見されるようになったが、本格的な考察はまだないように思われる。筆者が原発違憲論について、新聞や講演などで主張するようになったのも、福島原発事故をきっかけにしている⁽²⁾。本稿では、原発違憲論がほとんど展開されてこなかった背景や理由を検討したうえで、原発(平和利用ないし商業利用)違憲論の論拠を提示するが、それを考えるさいに参考となる外国の原発に関する憲法ないし憲法論についても言及する。そして、原発違憲論を主張することの今日的意義と課題について、おわりで提案することにしたい。

II 原発違憲論に関する従来の議論状況

1 原発違憲論不在の背景ないし理由

原発違憲論がこれまでほとんど不在であり、自覚的に展開されなかつた背景ないし理由としては、以下のことが考えられる。

(1) 第1に、法律論的には、原子力基本法制定当時から、原発が平和目的で運用されるであろうという、ある種の信頼があつたため、原発が平和憲法ないし憲法9条に違反するという発想が生まれにくかつたことが考えられる。

そのようになった政治状況には、当時のアメリカの「原子力平和利用」論が功を奏し、日本の著名な物理学者、学術会議、原水禁世界大会、広島市長らも受け入れた背景がある。1953年にアイゼンハワー米大統領が「平和のための原子力」という演説をして、原子力の平和利用政策を打ち出したのは、ソ連も核兵器を開発できるようになった状況下で、アメリカとしては、原子力の平和利用という形で世界(とりわけ同盟国間)の核支配を再編成する意図があった。中曾根康弘衆院議員や読売新聞社の正力松太郎社長らが、その意図を日本において体現することになる。1955年から1957年にわたる主要都市での原子力平和利用博覧会の開催などを通じて、原子力(技術)は将来性があるというイデオロギーが普及することになる(象徴的には当時から鉄腕アトムが人気を博する)。原発の危険性を認識しつつも、原子力利用による社会の将来的発展可能性の方に期待が託されたのである⁽³⁾。

(2) 第2に、上記のことと関連するが、原発が憲法9条に違反するという明確な見解が今日まで指摘されなかつた理由として、「戦力」の解釈論に問題があると考えられる。原発が憲法9条に違反するとすれば、憲法9条の何に違反するのかを説明する必要がある。その1つの試論としては、原発が「核兵器の製造・保有・使用の潜在的能力」であり「他国に対する潜在的核抑止力」(略して「核潜在力」)であるならば、それは憲法9条が保持を禁ずる陸海空軍以外の「戦力」に該当するのではないかという解釈論を提起することができるのではなかろうか。ところが、憲法学者の書いたテキストなどでは、原子力事業や原発などは「戦力」論との関連では考察対象になつてない。「戦力」論は、ほとんどが自衛隊の是非にかかわる自衛力論との関連問題に焦点が当てられてきたといえる⁽⁴⁾。

(3) 第3に、原発政策が違憲の日米安保条約、日米軍事同盟の一環であるという認識が

希薄であったことが考えられる。原子力基本法の制定やそれと一体関係にある日米原子力協定(アメリカから原子炉や濃縮ウランなどを融通してもらうため1955年に調印)のもとで、日本側がじょじょに企図した「核潜在力」としての原発運用がアメリカによって黙認されてきたのは、ソ連や中国の核武装に対抗するため、日米軍事同盟が日米原子力・核同盟(核の傘も含む)としても位置づける必要があったからである。このような認識があれば、原子力基本法や原子力協定の違憲性も指摘することができたと思われるが、そのような指摘はほとんどみられない。

(4) 第4に、原発事故による人権侵害論は原発違憲論にまで至らず、裁判の訴えの利益や差し止めの論拠にとどまったことが考えられる。今回の福島事故をみれば明らかのように、原発事故が起きれば、さまざまな人権侵害、権利侵害を引き起こす。従来の原発差し止め裁判などでも、原発による人権侵害は主張されている。しかし裁判では、憲法13条の幸福追求権を根拠とする人格権侵害が、裁判の入り口で訴えの利益として認められるにしても、裁判の実体審理において原発が憲法違反かどうかを争うレベルでは、原発の許可や稼働が容認されてしまうため、人権侵害による違憲論は結果的には無視されてきたといえる。

(5) 第5に、外国において、原発を禁止する憲法や原発違憲判決があることがほとんど注目されなかったことが考えられる。そのような外国の事情に注視しておれば、それを参考にして、日本国憲法との関連においても、原発問題を本格的に検討したり、原発違憲論が提起されたかもしれない。1979年のミクロネシア連邦憲法、1981年のパラオ憲法、1999年のオーストリア憲法は、原発とともに核兵器も禁止する「非核憲法」という点でも参考になる。また、このような原発禁止条項をもたないが、非武装平和憲法のもとで永世中立政策を実行しているコスタリカの最高裁憲法法廷が2008年に原発違憲判決を出しているのは、同国と類似の平和憲法をもつ日本国憲法下で原発違憲論を考えるさいに参考となる(後述)。

2 先駆的な原発違憲論と原発廃止論

これまで原発違憲論がほとんど不在であり、自覚的に展開されてこなかったことは上述の通りである。しかし、原発違憲論が全くなかったということではない。また、原発違憲論ではないにしても、原発廃止を指向する原発の憲法論的考察がなかったわけでもない。数は少ないが、そのような主張や考察について、三様の見解を以下に取り上げておくこととする。

(1) 田畠忍の原発違憲論

原発違憲論不在の背景の(3)で指摘した論点について、戦後いち早く言及しているのは憲法・政治学者の田畠忍である。1957年に、簡単ではあるが、日本が日米安保条約に基づき再軍備を法的に義務づけられた1954年の日米相互援助協定(MSA 軍事協定)締結以降に締結した日米原子力協定(1955年)やその関連国内法と平和憲法とが矛盾することと、その事実の中に憲法改悪が計画されていることを指摘し、これらの違憲の条約や関連立法が改廃されるべき必要性を述べている^⑤。

また、田畠は1961年に、新安保条約(1960年締結)の帝国主義的性格やそのもとでの日本帝国主義復活を指摘し、その関連で、日本の原子核研究や原子力産業助成などが国際的に

は核武装産業へのステップだとみられても仕方がないと述べている^[6](これ以降の田畠の論稿では、原発に関する言及は見当たらない)。

なお、日米安保体制に代わる代案として、田畠は日本の中立国化を提案するが、中立の性格が「積極中立」いわゆる非同盟的中立でなく、「非武装永世中立」でなければならないとしている点は興味深い^[7]。というのは、今目的には、オーストリアやコスタリカのような永世中立国が原発に否定的であるのに対し、非同盟諸国は原発の平和利用に肯定的な現状があるからである。

(2) 伊方原発訴訟の原告側見解の原発違憲論

最初の本格的な原発(原発許可取り消し)裁判として注目された四国の伊方原発訴訟の第1審判決(1978年)において住民側の訴えは棄却されたが、以下で紹介するように、この裁判で原告側弁護団が原子力関連法の違憲性を含む原発違憲論を展開している^[8]。その後、この違憲論は、後述の小林直樹の論稿を例外として、憲法学者によって憲法論的にフォローされた形跡はほとんど窺われないが、原発違憲論の基本的な論拠を提示しており、今日的に再注目される意義がある。

第1に、原発違憲論不在の背景(4)で言及した原発による人権侵害に関連する論点であるが、国の原発設置許可がなされ、原発事故で周辺住民の放射線被ばくによる生命・身体・財産権侵害が生じた場合、その権利侵害については周辺住民が他の国民より不当に差別されること(憲法13条、14条、25条、29条違反)、また、テロ行為、戦争のさいの敵国攻撃、航空機墜落による原発からの「死の灰」や放射性物質の放出により、環境破壊などがもたらされる危険性があることが指摘されている。

第2に、原子力の「平和利用」の名目で原爆の原料であるプルトニウムを保有し、「潜在的核大国」に急成長していくことが「憲法9条」に違反するとの指摘がなされている。ただし、そこでは、憲法9条違反の具体的な理由は説明されていない。この点は、本稿の検討課題となる。なお、1970年に政府が核不拡散条約(NPT)に署名したさい、当該条約からの脱退権を留保していること、また、前年の1969年に外務省が作成した核不拡散条約への加入に関する文書において、国の至高の利益が危うくされていると判断するときは条約から脱退できると述べられていることから、政府の核保有の意図があることは否定できないと指摘されている。

第3に、外国における原発事故の状況やドイツの原発建設計画中止の動向などの紹介を通して、原発の危険性が指摘されている。

ちなみに、以上のような原告側の原発違憲論に対しては、被告側(国)は全く成り立たないと反論し、判決もこのような憲法的論点については論ずるまでもないとして退けている。

(3) 小林直樹の原発容認論から原発廃止論への転換

伊方原発訴訟第1審判決を契機に書かれたと思われる小林直樹の1978年論文「憲法と原子力」^[9]は、原発違憲論を展開したものではないが、原発に関する憲法問題を本格的に考察した最初の論文であり、今回の福島原発事故以降、原発の憲法問題に言及した論稿の中には、小林論文に再注目するものがみられる(後述の山内敏弘、隅野隆徳論文)。

小林論文の特色は、まず、原子力政策を方向付ける憲法的判断枠組として、①憲法13条の国民の幸福追求権や25条の生存権(環境権)保障との関連性、②憲法9条の平和主義や非核3原則との関連性、③原子力政策をコントロールする国民主権・住民参加・知る権利保

障との関連性が検討されるべきだとしている点である。また、原発の現実的な安全性問題として、原発事故の危険性、廃棄物処理の問題、非核3原則を形骸化する日米安保の問題、原発の核兵器転用などの危険性についても詳しく言及し、原発に関するこれらの諸問題や危険性が深刻になれば、憲法判断の枠組みに抵触する可能性も暗示している。ただし、平和で民主的な原発運用がなされるならば、上記の憲法判断の枠組みは「原子力の時代を前向きに進める基本の条件」にもなるとして、結論的には原発を憲法論的にも事実論的にも容認している。

しかし、上記の旧論文を再録した1991年発行の小林の論文集『憲法政策論』の補論¹⁰では、旧論文の基本的指摘は通用するとしながらも、1979年のスリーマイル島原発事故や1986年の切尔ノブイリ原発事故などを踏まえ、旧論文で原発を容認した妥協的見解を改め、原発の停止・縮小論を指向している。なお、それにもかかわらず、補論においても、原発を明確に違憲と断言する記述はない。その理由としては、原発を容認しうる憲法判断枠組みが維持されていることや、「戦力」論に関する多数説に共通することではあるが、小林の憲法教科書の「戦力」の解説¹¹をみても、原発が「戦力」に該当するから憲法9条に違反するという視点がないことなどが考えられる。

3 福島原発事故以降の原発違憲論

福島原発事故以降、原発を実質的ないし明示的に違憲とみる憲法学者の論稿がいくつか登場している。

(1) まず、森英樹ほか編『3・11と憲法』(2012年)に収録されている森英樹論文「3・11が問い合わせたもの」¹²が、戦後原子力政策が日米安保体制の枠内で進められたこと、原発事故が生命・生存・生活権を奪うものであることなどを指摘しているだけでなく、憲法9条が戦争を可能にする「潜在力」も含み広範に「戦力」を禁止しているとの理解に立って、原発保持が核武装の潜在力になっていると指摘している点は、従来ほとんど指摘されていないので、特に注目される。

(2) この森説と同様に、「戦力」論に着目した論稿として、浦田賢治編『原発と核抑止の犯罪性』(2012年)に収録されている浦田賢治論文「『原子力の平和利用』を問い直す」¹³がある。この論稿では、平和的生存権とかかわる論点のほかに、「戦力」には潜在的戦争手段が含まれるとする旧来の少数説であった鵜飼信成説に再注目し、潜在的核兵器能力をもつ原発が憲法9条で保持が禁じられている「戦力」に当たるのではないかと示唆されている点が重要と思われる。

(3) 次に取り上げておきたいのは、杉原泰雄ほか編『戦後法学と憲法』(2012年)に収録されている山内敏弘論文「福島原発事故と生命権・生存権」と隅野隆徳論文「東日本大震災・福島第1原発事故と憲法」である¹⁴。

いずれの論文も共通して上述の小林直樹の論文に注目しているが、山内論文の場合は、小林が提起した原発に関する憲法判断枠組みを踏まえつつも、特に生命権重視の観点から原発の問題点を検討している。また、オーストリアの非核憲法を紹介しつつ、非核3原則と一体となった脱原発法の制定を提言している点は注目される。

隅野論文の場合は、戦後の原発政策の問題点を振り返りつつ、原子力や原発事故については、恐怖と欠乏からの自由にかかわる「人間の安全保障」や平和的生存権保障の観点か

ら特に問題にされるべきだとしている。その他、原発事故が地域の一体性を脅かすことから、住民自治の観点からも問題にされるべきだと主張している点は注目されよう。

(4) 原発違憲論を明示する論稿としては、浜谷英博ほか編『災害と住民保護』(2012年)に収録されている新正幸論文「原子力災害対処にかかわる我が国の現行法の問題点」¹⁵がある。この論稿では、小林直樹論文を念頭において、原発の平和利用の当否は憲法からは一義的に導出することはできず、これまでには立法政策の問題とされてきたと把握する。しかし、原発の平和利用は、「憲法 12・22・29 条というような個別の条項に違反するというよりはむしろ、憲法の抛って立つ条件・基盤そのものを破壊するが故に違憲なのである」と指摘している。この論稿は、9 条や「戦力」論にかかわる考察はないが重要な視点を提示している。

III 原発の違憲性(その 1)

——憲法の基本理念侵害および人権侵害の違憲性——

1 憲法の基本理念侵害の違憲性

上述したように、つい最近に至るまで、原発に関する本格的な憲法論的考察や原発違憲論は数少ないが、それらを総体的にみれば、原発違憲論を提案するための基本的な論拠が提示されているように思われる。しかし、原発違憲論の論拠としてまだ自覚されていない点や不十分な点は、さらに補充して考察される必要がある。

原発の存在や運用に伴う危険性と被害は、あまりにも深刻であるため、通常の憲法問題や違憲論と異なり、憲法の基本理念そのもの(憲法総体)を侵害する。日本国憲法に即していえば、原発の運用は、憲法の 3 大原理である基本的人権尊重主義、非武装平和主義、民主主義ないし国民主権(原発の地方立地に関する点では住民主権ないし地方自治尊重主義)に抵触ないし違反するということである。

なお、原発違憲論および原発廃止論を裁判や違憲審査の次元で論ずる場合は、原発の運用に法的根拠を与えていたり原子力基本法を違憲立法と解することが必要になる。その場合には、原子力基本法が作られた時の立法目的(人類の福祉や平和目的)が違憲視されていなかつた(あるいは合憲視されていた)としても、その後の裁判時においては、違憲と判断される。このような論法は、違憲審査制論において「立法事実」論として使用されている。それによれば、ある法律制定時の立法目的が違憲視されていなかつたとしても、その後、立法目的に反する事実が明らかになってきた場合には、当該法律は違憲・無効とされる¹⁶。

原子力基本法についていえば、基本法制定後、例えば、①国内外で起きたチェルノブイリ原発事故、スリーマイル島原発事故、福島原発事故などにより様々な深刻な人権侵害が生じたこと、②平和目的に反するような日米軍事同盟や米国の核政策のもとで原発が運用されてきたことや、原発(運用)が核の潜在力としても考えられてきたことが判明するようになったこと、あるいは、③外国で原発を禁止する憲法や法令が制定されるようになっていくことなどが、新たな立法事実である。

以下においては、原発の違憲性について、日本国憲法の 3 大原理に照らして考察するが、人権尊重主義および非武装平和主義との関連に焦点を当てることにし、地方自治尊重主義との関連については、平等原則に関する人権侵害の違憲性を扱うさいに言及するにとどめ

る(2の(4)参照)。

2 人権侵害の違憲性

まず、原発運用による人権侵害の違憲性について検討するが、以下のように、原発は種々の人権について多面的な態様で侵害する。

(1) 原発事故による種々の個別的人権侵害

憲法13条は生命・自由・幸福追求権を保障しているが、甚大な原発事故や放射線被ばくは、人権の根本である生命権そのものを奪う。環境破壊という点では、幸福追求権(および憲法25条の生存権)で根拠づけられる環境権を侵害するといえるが、さらに、人間の権利保護を中心とした環境権侵害を超えて、動植物や自然の生態系保護をも射程に入れた「自然享有権」を侵害するという新たな視点が問われているように思われる。「自然享有権」の論拠としては、13条と25条に加えて、「現在及び将来の国民」の権利を保障する憲法97条が注目できよう¹⁷(後述の(5)も参照)。

憲法が保障する個別的な人権侵害としては、次のようなものが指摘できる。原発事故が起きると、原発周辺住民にとっては、居住・移動の権利(憲法22条)が侵害される。家屋や土地が利用できなくなるという点では、財産権(憲法29条)が侵害される。職業選択や営業の自由が大幅に制約される点では、憲法22条や29条が侵害される。勤労者にとっては、働く権利(憲法27条)が侵害される。避難地域での生活を余儀なくされる住民にとっては、文化的で健康な最低限度の生活を行う権利(憲法25条)が侵害される。避難した子どもにとっては通常の学校教育を受けられなくなる点で、学習権(憲法26条)が侵害される。なお、原発労働者にとっては、原発事故がなくても、劣悪な労働環境のもとで、日頃から放射線被ばくによる生命・身体に関する権利侵害が生じているし、人間らしく働く権利も侵害されている。

(2) 恐怖と欠乏からの自由の侵害

憲法前文に規定されている「恐怖と欠乏からの自由」は、ルーズヴェルト大統領が提起した4つの自由に由来し、戦争の恐怖と貧困からの解放を意味するが、今日的には、戦争や経済恐慌に限定しないで、安全・安心を求める権利として、広く適用されるべきである。福島原発事故にみられるような津波や地震による自然災害を体験した現在、種々の人権侵害を引き起こす原発の運用は、恐怖と欠乏からの自由を侵害すると解することもできよう。原発に航空機(低空飛行訓練中の軍用機も含む)が墜落して原発事故を起こす危険性なども、恐怖と欠乏からの自由を侵害するといえる。武力紛争において原発がテロや武力攻撃の対象となるような事態では、恐怖と欠乏からの自由侵害のみならず、次に述べる平和的生存権侵害の問題ともなる。

(3) 平和的生存権の侵害

他国との武力紛争が生じた場合、原発がテロの対象になったり、武力攻撃を受ける可能性もある。実際に、有事法制や国民保護法でテロを想定した避難誘導訓練が行われているのは、政府がこうした事態を想定しているということである。このような事態との関連においては、原発の存続や運用は、憲法前文で保障されている平和的生存権の侵害となりうる。

この論点を考えるには、ミサイル基地を設置することが有事には相手国の攻撃の第1目

標になり、周辺住民の平和的生存権が侵害される危険があるとした 1973 年長沼ミサイル基地訴訟第 1 審判決が参考になる。当該判決では平和的生存権の具体的権利性が認められたが、平和的生存権は一般的には理想的権利ないし抽象的権利と解されてきた。しかし近年においては、自衛隊イラク派遣に関する 2008 年名古屋高裁判決においても、平和的生存権の具体的権利性が容認されるようになっている¹⁸。

(4) 平等原則の侵害

原発は都市と地方という地域差別の構造のうえに成り立っており、原発事故が起きた場合は、原発立地周辺住民は他の地域住民よりも、上述したさまざまな人権侵害を被る。これは、平等権ないし平等原則（憲法 14 条）の侵害といえる。原発誘致には周辺住民の合意や政府などによる多額の財政的支援があるから、平等権侵害は成り立たないという考え方もありうる。しかし、原発は国策によるものであり、大きな原発事故が起きると、原発立地周辺住民は、他の地域住民と異なり、さまざまな人権保障について結果的に重大な差別（結果の不平等）が生じ、補償や賠償で取り戻すことはできないほどの特別犠牲を負うことになる¹⁹。

この問題を地方自治の保障との関連でみると、地方自治（憲法 92 条）侵害の違憲性を指摘することができる。福島のような原発事故が起きると、地方自治体が根本的に破壊され、存続できなくなることもある。それは、住民自治と団体自治の理念を含む住民主権ないし地域民主主義の侵害を意味する。

(5) 将来世代の国民の人権侵害

通常問題にされる人権侵害や公害などに比べると、放射能を排出するような原発事故による被害は、広範囲において、また将来にわたって国民の権利を侵害し続ける。このような意味において、原発の運用は、現在生きている国民の権利のみならず将来世代の国民の権利も保障している憲法 11 条と 97 条に抵触する。

当該人権規定は、福島原発事故に直面したことで実際的な意義を見出すことができるようになったといえるが、その権利観念の萌芽は自然権思想を背景にしたアメリカやフランスの近代憲法にみることができ、第 2 次大戦後の世界の憲法の中では例外的に日本国憲法において再現されたものである。その後は、1972 年のストックホルム国連環境会議や 1992 年のリオ国連環境開発会議などの宣言文において、環境保護や発展の権利との関連で、「現在および将来世代」が権利保障の名宛人として明記されるようになっている。1994 年の改正ドイツ憲法(20a 条)では、「未来世代に対する責任において」自然的環境保護をはかることが規定された²⁰。

ただし、それらの国際宣言や憲法には、一般的な環境問題を超えて原子力や放射能との関連問題はほとんど考慮されていないように思われる。例えばドイツ憲法は、後述のように原子力の平和利用を認めている。しかし、1997 年の「使用済み核燃料・放射性廃棄物管理安全条約」において、「将来世代に不安を負わせるような行動を避けることに努める」という規定が導入されている点は注目される。将来世代の権利保障という考え方方は今日、国際社会においては努力目標的なものであれ、受け入れられてきているし、今後はそこに原発問題も含めて検討していくことが予想されるが、日本国憲法は、その点では先駆的な意義を有しているといえる。その具体的な法令としては、世界自然遺産に登録されている鹿児島県屋久島において、放射能被害から町民の生命と生活を守り、生態系の放射能によ

る汚染を予防することによって、「現在及び将来の町民の健康と文化的な暮らしを保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的」として、2000 年に制定された「放射性廃棄物等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」は、注目に値する（ただし同条例は 2007 年、自治体合併に伴い失効）。

IV 原発の違憲性(その 2)

——憲法 9 条侵害の違憲性——

憲法 9 条からみた原発の違憲性については、第 1 に、原発が「核潜在力」（筆者の表現用語）の側面も有するとすれば、憲法 9 条が禁じる「戦力」に該当するのではないかという観点、第 2 に、原発政策が違憲の日米安保・日米核(原子力)同盟の一環であるとの観点から、論拠づけられるのではなかろうか。

上記の第 1 の違憲性を指摘するために、以下の 1~3 において、原発を「核潜在力」としてみることが可能であることを示したうえで、「核潜在力」が戦力に該当することを示すことにしたい。第 2 の違憲性論については、4 で言及する。

1 原発=「核潜在力」論

まず、原発の「核潜在力」についてであるが、それは、原発を核武装のために使用することを控えるが、国家安全保障政策の観点から、核武装のための技術的・産業的な潜在力として保持することが、他国に対する「潜在的核抑止力」にもなるということを意味する²¹。したがって、この見解は、国が現実的な必要性があれば、原発を核武装化のために使用することを容認するものであり、憲法論的には、政府見解である「自衛のための核兵器保有合憲論」と不可分に結びつく。原発の平和利用を名目に稼働している諸外国の原発も、主觀的意図にかかわらず客觀的には、原発が軍事転用可能な「潜在的核抑止力」であることは否定できない。それゆえに、IAEA(国際原子力機構)などによる原発の国際管理が問題になっているのである²²。

それはともかく、原発の「核潜在力」論は、日本政府の公式表明ではないが、首相発言や政府内部文書あるいは議員発言などにみられる。例えば、岸首相は 1958 年に、原子力が平和利用ないし技術進歩によって兵器としての潜在的可能性を高めれば、核兵器をもたないとしても（ただし前年に自衛のための核兵器保有合憲論を主張）、軍縮や核実験禁止問題などで発言力を強めることができると述べている。佐藤内閣時の外務省によって極秘で作成された 1969 年の「わが国の外交政策大綱」（現在では情報公開されている）では、日本が「N P T に参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策はとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル（能力）は常に保持するとともに、これに対する掣肘を受けないよう配慮する。又、核兵器の一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発する」と書かれている。議員発言としては、1954 年という早い時期に、衆議院本会議の原子炉築造予算案提案趣旨説明の中で、改進党の小山倉之助が原子兵器を使用する能力をもつ必要性を強調している。それは、原発導入時からすでに原発の軍事利用の可能性が意識されていたことを示唆している²³。最近では、福島原発事故とのかかわりで、自民党の石破茂議員が、「核の潜在的抑止力」を維持す

るため原発をやめるべきでないと発言している⁴⁴。

さらに、2012年6月の原子力基本法改正により、「平和目的」に限定されていた同法の原子力利用の目的に、「我が国の安全保障に資すること」が追加されたことの意味について、提案議員の中には、「日本を守るために、原子力の技術を安全保障からも理解しないといけない」趣旨だと述べている者(自民党の塩崎議員)もいるし、国内外から、核武装に道を開くことになるとの懸念も指摘されている⁴⁵。

なお、上記のような日本側の原発「核潜在力」論については、アメリカ側が早くから探知していたことや、日米同盟の関係で黙認してきたことも最近知られるようになった⁴⁶。これについては、さらに後述する(4を参照)。

2 「核潜在力」=違憲の「戦力」

原発が「核潜在力」であることが違憲かどうかを判断するためには、「核潜在力」をもつ施設や物などが憲法9条で保持が禁じられている「戦力」に該当するかどうかを検討する必要がある。しかし、これまでの「戦力」論による限り、「核潜在力」は「戦力」に該当せず、したがって原発が違憲であるといった解釈を導き出すことは困難であろう。

というのは、戦後の「戦力」論は自衛隊などの合憲・違憲論との関連で議論されてきており、原発との関連性はほとんど考慮されていないからである。政府の「戦力」見解は「近代戦争遂行能力」論から「必要最小限の自衛力」論へと変化しているが、憲法学の通説では、「戦力」は外敵との戦闘を主目的にした人的・物的組織体である軍隊ないし軍事力であり、「警察力以上の実力」を意味すると解されている。この通説によれば、「戦争に役立つ可能性をもった一切の潜在的能力」(軍需生産、航空機、港湾施設、核戦力研究など)をも「戦力」に含める説(鵜飼信成の少数説)は、「最広義」説として不適切と評されている。例えば、通説に依拠している樋口陽一は、「戦力」に相当する「英語の war potential」が、「最広義」説のような意味を「推測させないわけでもないが」、「航空機にせよ原子力にせよ、電子技術にせよ、戦争遂行に役立ちうるからという理由でそれらがすべて禁止されている」という解釈は、技術水準の向上が人類社会に貢献する可能性をあまり制約しすぎて、失当といわなければならない」と述べている⁴⁷。これに類する通説は、すでに本稿で取り上げた憲法学者の中では、小林直樹、山内敏弘らによっても支持されている⁴⁸。

上記の「戦力」に関する通説に比べると、「戦力」の最広義説によれば、原発は核武装の「潜在的能力」すなわち「核潜在力」として「戦力」に含めることができあり、原発違憲論も帰結されやすくなる。ただし、鵜飼説は通説から批判されているのとは異なり、無条件に「戦力」を広く解しようとしているわけではなく、「その物の存在の形態と、これに内在する目的とが、明らかに戦争を意図しているもの」を「戦力」としている⁴⁹。とはいっても、原発との関係について特に言及しているわけではなく、原発違憲論かどうかも不明である。

それはともかく、原発の問題を考慮して「戦力」論を考えるには、通説では限界があり、今後は鵜飼説のような広義説に再注目する意義あるのではないかと思われる。この説を参考にすると、原発は戦争に役立ちうる潜在的能力ないし核兵器に転用できる潜在的能力、すなわち筆者のいう「核潜在力」であるから、憲法9条2項が禁ずる違憲の「戦力」と解することができる。

なお、このように原発が核抑止力となりうる「戦力」だとすれば、それは国際紛争解決

に当たり用いてはならない他国への「武力による威嚇」手段ともなりうるので、原発は憲法9条1項にも違反すると解される。

もう1つの留意点として、次のことを述べておきたい。日本国憲法前文の平和主義に含まれる平和の観念には、戦争がない状態とそれを維持することを意味する「消極的平和」だけでなく、戦争の潜在的原因となる社会的な構造的暴力(差別・偏見・劣悪な環境など)がない状態、およびその構造的暴力をなくすことを意味する「積極的平和」の観念が含まれているとすれば、構造的暴力の要因となる原発(運用)は、憲法前文の平和の観念や平和的生存権保障の理念に反する。この平和の観念を「戦力」論にも応用するとすれば、平和学研究者ガルトウングの提案した構造的暴力論を考慮した新しい「戦力」概念を提示することが必要となる。「戦力」を広義説的に把握することが妥当な理由は、このような点からも指摘できよう。

このような解釈論は、原発を違憲と判示した中米コスタリカの最高裁憲法法廷見解にみることができるので、参考までに以下に紹介しておくことにする。

3 コスタリカ最高裁憲法法廷判決における原発違憲論

コスタリカ政府がウラニウムやトリウムの析出、核燃料の製造および核反応機の製造を認める政令を制定したことに対して市民が提起した違憲訴訟において、同国の最高裁憲法法廷は2008年、当該政令を違憲無効とした。そこにみられる原発違憲論は、日本国憲法下での原発違憲論を考えるさいにも参考となる。というのは、コスタリカ憲法には日本国憲法と同様に原発を禁止する明文規定はないが、当該法廷は、非武装平和憲法(12条)の解釈から、原発違憲論を導き出しているからである。

そこでは、「平和」は戦争が存在しない状態にすぎないという考え方を超えて、戦争に帰着するようなあらゆる決断や行動を防止し、排除することも意味するとされている。したがって、兵器や化学物質の製造や輸入許可にあたっては、「その性質上、戦争という反価値を奨励すると考えられるものであって、そのためにつくられるものを厳しく排斥しなければならない」ことになるが、ウラニウムやトリウムについては、「戦争目的のために使用されることがよく知られており、また汚染性が高いことからみて」、そのような物質の析出などを許容する国の行動は「平和の価値」と「健全な環境への権利」(憲法50条)を侵害するとして、違憲とされた³⁰⁾。

なお、コスタリカ憲法の「平和の価値」には、上記のような「積極的平和」の観念がとられているほか、非武装永世中立政策や平和的生存権保障を重視する視点が内包されている。この点については、ブッシュ米政権のイラク戦争を支持する声明を出した当時のコスタリカ政府の行為を違憲・無効とし、外交的に取り消すよう命令した2004年の最高裁憲法法廷判決で示されている。このような視点は、日本の平和憲法のもとに非武装永世中立の理念を入れて平和の観念を考える私見にとっては大いに参考となるし³¹⁾、今後生かされるべき課題でもある(vの2参照)。

4 違憲の日米同盟の一環としての原発政策

原発政策は違憲の日米安保・核軍事同盟の一環である。1950年代に日本に原発が導入されることになったのは、アメリカが東西冷戦下の「核の傘」政策のもとで、日本における

原子力の軍事利用すなわち核武装化を認めないが、原子力の平和利用という名目で、日本の原子力技術の研究や能力を向上させ、アメリカの核軍事同盟の一翼を担うことを日本に期待したからである。自民党政も、そのような核軍事同盟を受け入れ、原発の研究や事業化を積極的に進めることになる。政府内部には、将来的に核兵器製造能力を身につけることも、原発推進の目的として検討されている。したがって、原子力の平和利用は、原子力政策全体のプロセスの中で位置づけると、軍事利用の一側面であるということもできる。日米安保条約の軍事政策的側面は旧日米行政協定や現日米地位協定で定められているように、同条約の一環としての原子力政策は日米原子力協定(最初は1955年締結)で定められている。

アメリカの原子力政策のもとにある日米原子力協定は締結以来、何度か更新されてきているが、問題が多い。例えば、1988年に批准した現協定(16条)では、米国の濃縮ウラン燃料を30年間購入することが義務付けられている。この協定が維持される限り、日本政府は2018年まで脱原発はできない。メディア報道などではほとんど触れられない重大な問題点である。

他方、米国は「自国の安全保障に対する脅威の著しい増大」が日米間で生じた場合、協定を停止できることになっている(原子力協定実施取極3条)。この規定によれば、もし日本政府が日米安保条約を破棄するといえば、米国は日本へのウラン供給を停止することもありうる。そうなれば、日本の原子力発電はストップするという、財界や原発電力業界に不都合な事態が生ずるから、支配層にとっては、日米安保条約の破棄は絶対に取りえない政策である。

2012年4月27日に出された「2プラス2」日米安全保障協議委員会の共同声明文では、「日米は(東日本大震災での)トモダチ作戦を踏まえて、より協力して原子力エネルギー協定のあり方について考えていく」という趣旨のことが大まかに定められ、4月30日の日米首脳会談の付属文書「日米協力・イニシアチブ」の中ではかなり詳細に、民生用原子力に関する2国間委員会をつくり、ハイレベル委員会を設けて今後、原子力エネルギー、安全保障、核セキュリティー、環境管理、核不拡散等さまざまな問題を検討していくことが約束されている。

このような日米原子力政策の延長線上に出てきたと考えられるのは、すでに述べたように、原子力基本法の平和利用目的に、「我が国の安全保障に資する」という目的を追加する2012年6月の法改正である。それは、福島原発事故以降の脱原発論の高揚に危機感をもつ日米支配層が、原発を日米核軍事同盟の中に位置づけていることを明確にしたものといえる。

V 原発違憲論提唱の今日的意義と課題

以上のような原発違憲論の考察を踏まえて、原発違憲論の今日的意義と課題について、国内的側面と国際的側面から考えてみることにしたい。

1 国内的意義と課題

原発違憲論の国内的側面からみた今日的意義については、以下のようなことが指摘でき

よう。

(1) 第 1 は、原発に関する裁判との関連である。原発稼働に関する民事や行政裁判(被害賠償、原発許可取り消しなどの請求)、あるいは原発被害(業務上過失致傷など)に関する刑事告訴や裁判の提起がこれまでに行われてきているが、原告が勝訴したり、訴えが取り上げられて裁判の土俵に乗ることは、ほとんどない³²。ましてや、原発に関する憲法論が裁判において立ち入って検討されたことはない。しかし、原発違憲論が考慮されるようになるならば、裁判においても、民事責任や行政責任、あるいは刑事责任の追及が、これまでよりも容易になると思われる。

(2) 第 2 は、原発違憲論を前提にすれば、自治体においては、原発禁止ないし脱原発の条例制定や脱原発宣言の合法性および正当性が容易に与えられるということである。

この点に関しては、原発違憲論が前提におかれているかどうかはともかく、条例としては恐らく唯一であると思われるが、上述した鹿児島県屋久町の「放射性廃棄物等の持ち込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」(2000 年)が、すでに制定されていることは注目される。また、市民運動で提案された無防備平和都市条例案の一つである東京・小平市「非核都市平和条例案」(1988 年)の第 2 条で、住民の平和と安全と福祉が保障するために、「市内で、核兵器、核燃料使用の機器等の製造、または貯蔵、または使用することに協力してはならない。」と規定されている点も、注目に値しよう³³。

外国では日本よりも早く、自治体において原発を禁止する動きがみられる。その代表的なものは、ロンドン市非核都市宣言(1982 年)、米国バークレー市非核条例(1986 年)、フィリピン・マニラ市非核条例(1986 年)などにみることができるが、バークレー市非核条例では、核兵器とともに原子炉や核燃料サイクルに対して禁止ないし反対することが明記されている³⁴。

以上のような条例と原発違憲論を踏まえ、原発禁止ないし脱原発が单一の原発禁止条例として、あるいは非核平和都市条例の中で、今後制定されていくことが求められよう。

(3) 第 3 は、上述と同種の問題であるが、原発違憲論を前提にすれば、国レベルでは、原発禁止法ないし脱原発法の制定が求められることになる。それと同時に、これまで原発稼働を正当化してきた原子力基本法を中心とする原発推進関連法は憲法違反なので、廃止されなければならないことになる。

日本では、原発違憲論が前提におかれているかどうかはともかく、市民による脱原発法制定運動はチェルノブイリ原発事故を契機として 1988 年から取り組まれたことがあるが、福島原発事故を契機に 2012 年 8 月結成された「脱原発法制定全国ネット」(大江健三郎などが代表)が提案した「脱原発基本法案」(遅くとも 2020 年から 2025 年までのできる限り早い時期に脱原発を目指す内容)は同年の通常国会に議員立法として提出され、審議も一部行われていることは注目される。しかし、現在の国会の政治状況では、残念ながら、脱原発法の成立は期待することは困難であろう。

その点では、ドイツが福島原発事故を受け、2022 年までに原発を全廃する脱原発法を 2011 年 7 月に成立(原子力法の改正)させていることは確かに注目されるが、憲法上は原子力の平和利用が保障されている点(73 条 1 項 14 号)については原発禁止の憲法改正を提案とともに、脱原発法の不徹底さを批判する少数意見(左翼党など)もある³⁵。

ドイツ以外の外国では、原発禁止法はほとんどみられないが、オーストリアでは 1978 年

に世界でいち早く制定されている。この原発禁止法は、ドナウ川のツベンテンドルフ原発建設反対に関する国民投票の結果を反映して制定されたものであるが、原発反対理由としては、放射能放出による人間の健康への危険性、核廃棄物の管理・処分の未解決問題、原子力の平和的エネルギー利用と軍事的産業の結びつき、原子力災害時の緊急対応計画の不十分さ、原発建設地域で大地震がこれまでに発生していることなどがあげられている(同法は1983年には憲法裁判所から合憲であるとの判決を得ている)。

なお、同法制定以降、スリーマイル島(1979年)やチェルノブイリ(1986年)の原発事故が起こったことのほか、永世中立国オーストリアが1995年にEU加盟するさいに保守政党がNATO加盟を主張し出したことを契機に、核兵器の国内配備や通過も禁止しておく必要から、核兵器使用などと同時に原発も禁止する「非核憲法」が制定されている。この「非核憲法」は、核分裂によるエネルギー生産を目的とする施設建設と、既存の当該施設がある場合の始動の禁止という表現で、原発(核兵器の製造・実験・使用なども同様)を無条件で禁止しているが、それは、先行的に制定されていた「原発禁止法」を踏まえたものである³⁶。したがって、現在オーストリアでは、原発違憲論のもとに原発禁止法が位置付けられているといえる。このようなオーストリアの原発政策は、世界の脱原発の先駆的モデルとして注目されよう。

(4) 第4は、日米安保体制との関連である。原発推進関連法を廃止し、原発禁止法を制定していくには、一方では、原発推進関連法と不可分の日米原子力協定を廃棄することも必要である。それは、日米安保・核軍事同盟からの離脱を意味する。したがって、原発違憲論は、憲法9条改悪反対論および日米安保条約廃棄論に帰結する。日米安保の代案としては「中立」政策が考えられるが、その場合、非同盟中立よりは永世中立が望ましい。というのは、非同盟諸国は原子力の平和利用論にこだわり原発全面禁止論に与していないのに対し、オーストリアやコスタリカの永世中立国をみると、永世中立と原発違憲論に親和性があるからである³⁷。このような原発違憲論の先駆的主張としては、上述した田畠忍の見解がある(IIの2(1)参照)。

2 国際社会に向けての意義と課題

原発違憲論の今日的意義の第2は、原発違憲論を国際社会に広めることの意義である。

確かに、現在の国際社会においては、NPT(核不拡散)条約第4条が各国に原子力を平和的に利用する権利を保障していることもあり、原発の利用が国際法に明確に違反すると断言することは困難である。また、国際人権法や国際人道法との関連においても、原発の違法性や犯罪性は、一般的にはまだ認められているとはいえない³⁸。国際人権法や国際人道法は、国内的な人権問題の改善などを考えるさいに参考になることが多いが、原発関連での問題対処に関しては射程がまだ及んでいないように思われる。

もっとも、少数意見ではあるが、原発(使用)は国際人道法に違反し、国際犯罪に該当するのではないかという説も近年みられる。例えば、核兵器の使用が国際法に違反するということを国際司法裁判所で述べたC・G・ウィーラマントリーは、福島原発事故をきっかけに、原発の核廃棄物や原発事故などが環境破壊や将来世代に対する権利侵害をもたらすことを考慮し、「原子炉の存続と拡散は、人道法、国際法、環境法、および国際的な持続可能な発展の権利に関する法のすべての原則に反する」と述べている³⁹。

もっとも、このC・G・ウィーラマントリーの説明は、国際法論的にはまだ論証が十分とはいえない。また、各国に原子力の平和利用権を認めているNPT(核不拡散)条約と、C・G・ウィーラマントリーが指摘する原発の国際法的違法論の関係、すなわち両者の優劣関係ないし矛盾的関係をどうみるのかが検討される必要があるように思われる。

前者の国際法論的論証に関する立ち入った言及としては、戦争史研究者の田中利幸は、原発の国際人道法違反性(平和や人道に対する罪)の論拠について、核抑止力として原発を保持することが核兵器使用=核戦争の計画と準備行為に当たるという解釈論を提示している⁴⁰。また、原発民衆法廷の決定では、原発事故の放射性物質の放射で住民が集団的に避難を強制されることが、国際刑事裁判所規程7条1項で規定されている「住民の追放又は強制移送」など(人道に対する罪)に該当するとの解釈が試みられており⁴¹、注目される。

上述のC・G・ウィーラマントリーの問題提起にかかわって、憲法学者の浦田賢治が、「核兵器廃絶・脱原発・平和探究、これを三位一体と見て取り組む」立場から、NPT(核不拡散)条約第4条にいう「奪い得ない[平和利用の]権利」に対しては、「これを変更できると考えて取り組む」という課題を提案しているのは注目できる⁴²。しかし、その課題をどのような方法ないし視点で提案すべきかについては、具体的に言及されていない。

私見としては、原発の利用が国際法にも違反すると主張していくためには、国内的には、コスタリカや日本のような平和憲法のもとで原発違憲論(人権と平和の価値の侵害)があることや、オーストリアなどのように原発を禁止する憲法が存在していること⁴³を、国際的に広めることを通じて、原発の利用が国際法的にも違法であるというような国際法の認識転換をはかっていくことが必要であると考える。換言すれば、各国における原発の人権侵害や核潜在力面の人道法違反性論議が高まれば、国際社会においても、原発が国際人権法、国際環境法、国際人道法などに抵触するという解釈が受容されるようになると考えられる。そうなれば、国際法における原発違法論が、NPT(核不拡散)条約第4条の原発の平和利用権よりも優位し、平和利用権が否認されるべきものとして認識されるようになろう。また、国際社会における原発違法論が優勢になれば、各国における原発禁止の憲法や法令も増大することもありえよう。

1 例えば「特集・ヒロシマは変わったか」『広島ジャーナリスト』第9号(2012年6月)は、広島の従来の反核平和運動のあり方を問う平岡敬、森瀧春子らの論稿を掲載している。

2 筆者(澤野義一)の見解が掲載された論稿には次のものがある。「原発の違憲性について」『憲法9条の会・関西ニュース』65号(2011年7月)、「原発をめぐる世界の憲法」『京都民報』(2011年11月20日号)、「原発と憲法」『無防備地域宣言ニュース』61号(2011年12月)、「平和憲法と永世中立」(法律文化社、2012年3月)184-185頁、「民主党政権下の憲法政治の憲法論的検討」『龍谷法学』44卷4号(2012年3月)624-627頁、「原子力発電は憲法違反だ」『週刊新社会』(2012年5月1日号)、「原発違憲論を構想する」『広島ジャーナリスト』第10号(2012年9月)32頁以下、原発民衆法廷における原発違憲論の「証人意見」原発を問う民衆法廷実行委員会編『原発民衆法廷④』(三一書房、2012年12月)80頁以下。

3 梶田敦ほか編『隠して核武装する日本』(影書房、2007年)、田中利幸=ピーター・カズニック『原発とヒロシマ』(岩波書店、2011年)、吉岡斎『新版 原子力の社会史』(朝日

新聞出版、2011年)など参照。

- 4 吉岡斎『脱原子力国家への道』(岩波書店、2012年)120頁以下参照。
- 5 田畠忍「軍事基地の法的問題」(1957年)同『憲法論争』(高城書店、1962年)356-359頁。
- 6 田畠忍「わが国政治の体制的矛盾」(1961年)同『憲法論争』(前掲)405-406頁。
- 7 田畠忍「わが国政治の体制的矛盾」(前掲)406-407頁。
- 8 『判例時報』891号(1978年)165頁以下、および297頁以下などを参照。
- 9 小林直樹「憲法と原子力」『法律時報』50巻7号(1978年)15頁以下。
- 10 小林直樹『憲法政策論』(日本評論社、1991年)195頁以下。
- 11 小林直樹『憲法講義[改訂版]上』(東京大学出版会、1977年)201頁以下。
- 12 森英樹「3・11が問い合わせたもの」森英樹ほか編『3・11と憲法』(日本評論社、2012年)2頁以下。
- 13 浦田賢治「原子力の平和利用」を問い合わせる「原発と核抑止の犯罪性」(日本評論社、2012年)78頁、87頁。
- 14 杉原泰雄ほか編『戦後法学と憲法』(日本評論社、2012年)収録の山内敏弘「福島原発事故と生命権・生存権」(451頁以下)、隅野隆徳「東日本大震災・福島第1原発事故と憲法」(469頁以下)。
- 15 新正幸「原子力災害対処にかかわる我が国の現行法の問題点」浜谷英博ほか編『災害と住民保護』(三和書籍、2012年)35-36頁、63-64頁。
- 16 新正幸『憲法訴訟論』(信山社、2008年)568頁以下、戸松秀典『憲法訴訟(第2版)』(有斐閣、2008年)243頁以下などを参照。
- 17 澤野義一「環境」根本博愛・青木宏治編『地球時代の憲法(第3版)』(法律文化社、2007年)147-148頁。前原清隆「未来への責任」と憲法 杉原泰雄ほか編『戦後法学と憲法』(前掲)498頁以下も参照。
- 18 長沼ミサイル基地訴訟第1審判決(札幌地裁1973年9月7日)については、『判例時報』712号24頁以下、自衛隊イラク派遣に関する名古屋高裁判決(2008年4月17日)については、<http://www.courts.go.jp/>。体系的な研究としては、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)、小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社、2006年)、笛本潤・前田朗編『平和への権利を世界に』(かもがわ出版、2011年)などを参照。
- 19 高橋哲哉『犠牲のシステム 福島・沖縄』(集英社、2012年)194頁以下。
- 20 前原清隆「未来の世代と憲法」長崎総合科学大学長崎平和文化研究所編『ナガサキの平和学』(八朔社、1996年)258頁以下。
- 21 吉岡斎『脱原子力国家への道』(前掲)127-128頁参照。
- 22 魏栢良『原子力の国際管理』(法律文化社、2009年)参照。
- 23 前掲注(3)(4)の著書などを参照。
- 24 石破茂議員の発言については、『SAPIO』2011年10月5号参照。
- 25 『東京新聞』2012年6月21日付、『朝日新聞デジタル』2012年6月22日付(<http://blogs.yahoo.co.jp/patentcom/6065352.html>)などを参照。
- 26 ジョセフ・トレント(酒井泰幸訳)「法の抜け道を使って日本のプルトニウムの蓄積を助けたアメリカ」(Peace Philosophy Centre, 2012年5月13日),
<http://peacephilosophy.blogspot.jp/2012/05/nsns-us-circumvented-laws-to-help-j>

apan.html 参照。

- 27 桶口陽一『憲法 I』(青林書院、1998 年)444 頁。
- 28 小林直樹の説については、前掲注(11)参照。山内敏弘の説については、古川純・山内敏弘『戦争と平和』(岩波書店、1993 年)124 頁以下参照。
- 29 鵜飼信成『新版憲法』(弘文堂、1968 年)61-62 頁。
- 30 9 条世界会議国際法律家パネル編『9 条は生かせる』(日本評論社、2009 年)149-152 頁参照。
- 31 澤野義一『平和憲法と永世中立』(前掲)60 頁以下参照。
- 32 海渡雄一『原発訴訟』(岩波書店、2011 年)、日本弁護士連合会ほか編『原発事故と私たちの権利』(明石書店、2012 年)、槌田敦・山崎久隆・原田裕史『福島原発多重人災 東電の責任を問う』(日本評論社、2012 年)など参照。
- 33 古川純・山内敏弘『戦争と平和』(前掲)183 頁以下。
- 34 平和のための大蔵の戦争展実行委員会編『世界の非核法・非核宣言集』(日本機関紙出版センター、1990 年)、古関彰一「米国における非核条例の現状」星野先生古希記念論文集刊行委員会編『平和と民主教育の憲法論』(勁草書房、1992 年)121 頁以下、古川純・山内敏弘『戦争と平和』(前掲)176 頁以下、西尾勝『グローカル的思考』(法政大学出版局、2011 年)191 頁以下など参照。
- 35 渡辺富久子「ドイツにおける脱原発のための立法措置」『外国の立法』250 号(2011 年 12 月)145 頁以下、山口和人「ドイツの脱原発政策のゆくえ」『外国の立法』244 号(2010 年)71 頁以下、百濟勇「『フクシマ』ショックから 100 日で『脱原発』」(2012 年) www5.sdp.or.jp/policy/policy/energy/data/kaisetsu02.pdf 参照。
- 36 澤野義一「民主党政権下の憲法政治の憲法論的検討」(前掲)625-626 頁。前原清隆「資料で読む非核オーストリア憲法」長崎総合科学大学『平和文化研究』23 集(2000 年)67 頁以下も参照。
- 37 澤野義一「各国憲法の平和・安全保障方式と世界平和樹立の課題」憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と人権・民主主義』(法律文化社、2012 年)76 頁以下。
- 38 森川泰宏「ウィーラマントリーの公開書簡について」『日本反核国際法律家協会に関する文書』2011 年 10 月 21 日付参照。
- 39 C・G・ウィーラマントリーの見解「日本においての原子炉の惨劇」については、『日本反核国際法律家協会に関する文書』2011 年 3 月 14 日付参照。
- 40 田中利幸「核兵器と原子力発電の犯罪性」(Peace Philosophy Centre, 2012 年 7 月 31 日), http://peacephilosophy.blogspot.jp/2012/07/blog-post_31.html 参照。
- 41 原発民衆法廷の決定(判事は鵜飼哲、岡野八代、田中利幸、前田朗)については、原発を問う民衆法廷実行委員会編『原発民衆法廷③』(三一書房、2012 年)120-122 頁。
- 42 浦田賢治「核兵器と核エネルギーの犯罪性」(Peace Philosophy Centre, 2011 年 10 月 25 日),
<http://peacephilosophy.blogspot.jp/2011/10/kenji-urata-nuclear-weapons-and-nuclear.html> 参照。
- 43 世界の原発禁止憲法としては、1979 年ミクロネシア連邦憲法、1981 年パラオ憲法、1999 年オーストリア憲法がある。これらは原発だけでなく核兵器も禁止しているのは、核の

本質的危険性を認識しているものといえよう。ミクロネシア連邦とパラオの憲法は、マーシャル諸島で何度も行われたアメリカの原水爆実験の被害体験を踏まえて制定されたものである。オーストリアの非核憲法の制定背景は本文で言及した通りであるが、原発禁止規定の厳格さに関しては、オーストリア憲法はミクロネシアやパラオの憲法よりも徹底している。